

# 同一労働同一賃金

## 対応相談会

1月19日(火)

1月28日(木)

最高裁判所が同一労働同一賃金について重要な判決を下しました！

対策必須の重要判決！

中小企業でも、令和3年4月1日からこの法律が適用されます！

- ①アルバイト職員である大学事務員に対する**ボーナスの支給** について
- ②契約社員である売店店員に対する**退職金の支給** について
- ③契約社員である郵便局員に対する**住宅手当**、**扶養手当**、**年末年始勤務手当**、**夏期・冬季休暇の付与**、**有給の病気休暇の付与** 等について

役職手当、資格手当、皆勤手当、無事故手当...**パートも正社員と全く同じように支給**しないといけないの？

アルバイトには**ボーナス・退職金**は支給していないが、必要か？

### 給与支給明細書

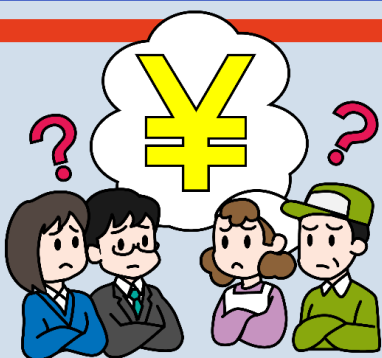
基本給	役職手当	資格手当	通勤手当	家族手当	食事手当	賞与
200,000	10,000	20,000	10,500	2,000	3,000	

正社員とパートの勤続年数が同じなら、基本給は同じ金額にしないといけない？

正社員だけ**家族手当**を支給している。これは問題あるだろうか？

正社員は**交通費の上限**が20,000円、パートは上限が10,000円。これはOK？

勤務時間の短いパート・アルバイトには**食事代**は支給しなくてもいい？



### 給与以外で検討すべき問題も

- ・**慶弔休暇取得**／**病気休職**
- ・**教育訓練の受講可否**
- ・**福利厚生施設の利用**...など

👉 **お申し込みは裏面より**

# 子の看護休暇, 介護休暇 法改正対応相談会

**法改正**により、今年の1月1日から  
看護休暇・介護休暇が**1時間単位**で取得可能になります

- ・看護・介護休暇中の従業員の**給与**はいくら払う必要がある？
- ・**そもそも看護休暇、介護休暇って？**
- ・看護・介護休暇を**時間単位取得させた際の管理方法**は？
- ・法改正に対応する、**就業規則**や**労使協定**の見直しは必要？
- ・パートやアルバイト含む**全従業員を対象**にしなければならない？
- ・看護休暇、介護休暇の対象となる1年間の期間はいつから？…等

お気軽にご相談ください！

## 無料個別相談会申込用紙

希望会場	<input type="checkbox"/> 庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7Fセミナールーム
	<input type="checkbox"/> 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル3F
<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 (パソコンをご用意ください。ソフトは不要です。)	

希望日	<input type="checkbox"/> 1/19(火) <input type="checkbox"/> 1/28(木) (希望時間の☑につきましては、2つ以上お願いします。)
-----	---

時間	<input type="checkbox"/> 10:00~ <input type="checkbox"/> 11:00~ <input type="checkbox"/> 12:00~ <input type="checkbox"/> 13:00~ <input type="checkbox"/> 14:00~ <input type="checkbox"/> 15:00~ <input type="checkbox"/> 16:00~ <input type="checkbox"/> 17:00~
----	--

会社名	業種	従業員数
-----	----	------

会社情報	〒	
	TEL(必ずご記載ください)	FAX

ご参加者	①御役職・御芳名	メール
	②御役職・御芳名	メール

お申込みFAX：0120-38-3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。(※ FAX以外でご希望の場合 受付票は TEL メール希望)  
もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊社事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)